

No.	質問内容	回答
1	プロポーザル実施要領P1、弁当提供について 「事業者は利用児童名が分かるように対応」とありますが、個人情報の観点から専用サイトにて各施設担当者様が発注者リストを印刷していただくようになります。こちらで問題ないでしょうか。	原則は弁当納品の際には、 ①弁当へ発注者の名前（ラベルシール等）を表示 ②弁当と一緒に「発注者リストの納品」を想定しています。 ただし対応が難しい場合は、区と協議の上、施設側の運営側に支障がない場合は、「各施設担当者様が発注者リストを印刷」でも可とします。
2	履行期間中に価格変更をさせて頂く事は可能でしょうか。現在は予定ございませんが今日の物価高騰が厳しい為質問させて頂きました。	物価高騰による価格変更はやむを得ないものと考えていますが、本デリバリー弁当の発注は、保護者や児童が複数の事業者から選択できる方式ではないため、値上げにつきましては社会通念に照らして相当と認められる範囲でお願いいたします。また、値上げを行う場合については、必ず区の担当者に事前にご相談いただきますようお願いいたします。